

回 覧

かいそう センターだより



第 16 号
平成27年 11月20日

海蔵地区市民センター
TEL 331-3284
FAX 330-0222

海蔵地区ホームページ <http://kaizotiku.org/>

かいそう地区

検索



地域でお達者クラブ

毎週火曜日 海蔵地区福祉の家 10:00~
18日(金) 野田公会所 13:30~
18日(金) 大谷台小学校会議室 14:00~

紙芝居
絵本の読み聞かせ
8日(火)14:30~
かいそう文庫



10日(木) 阿倉川町	10:10~10:40	ピアゴ北側駐車場
10日(木) 東阿倉川1区	10:50~11:20	住友電装阿倉川寮
15日(火) みゆきヶ丘二丁目	13:30~14:10	自治会管理駐車場
24日(木) 海蔵地区市民センター	10:00~10:30	センター駐車場

健康づくり講座のご案内

日 時 12月11日(金) 13:30~14:30
場 所 海蔵地区市民センター 2階中会議室
内 容 認知症の予防など、高齢者の健康に関する講座
講 師 四日市市保健所 保健師 後藤 祐理



【主 催】海蔵地区連合若生会

福祉講演会のご案内

日 時 12月12日(土) 10:00~
場 所 海蔵地区市民センター 2階中会議室
内 容 『失語症について』体験談と理解
当事者ご本人の思いと体験をお話していただきます。
講 師 四日市市障害者福祉センター



『失語症について』
体験談と理解

言語聴覚士 木村 仁美 体験者講師 浦口 治博

【主 催】 海蔵地区社会福祉協議会福祉部 海蔵地区民生委員児童委員協議会

おめでとうございます

11月3日(火・文化の日)文化会館にて、平成27年度四日市市文化功労者・四日市市民文化奨励賞の表彰式が行われ、次の方が表彰されました。

四日市市文化功労者【工芸(陶芸)分野】

水谷 之彦 さん (陶芸作家名:水谷 幸勉) (万古町)

桜の木剪定講習 受講者募集

海蔵川の桜の木の保全のため、樹木医から剪定技術を学ぶ講習会を開催するにあたり、一般の方からも受講者を募集します。(無料)

※実技当日は傷害保険に加入します。

座学 平成28年1月12日(火) 19:00~21:00

海蔵地区市民センター 2階中会議室

実技 平成28年1月16日(土) ※予備日1月17日(日)

①9:00~11:00 ②14:00~16:00

①か②のどちらかに割り振ります。

募集人員 5名程度(希望多数の場合は抽選)

※座学、実技とも参加できる海蔵地区在住で、今後の桜の木保全活動にご協力いただける方

締切 12月18日(金)

【申込み・問合せ先】海蔵地区市民センター TEL331-3284

【主催】海蔵地区市民センター 海蔵川桜まつり実行委員会



参加者
募集中

育児と仕事を両立させるためのお仕事探しセミナー

～応募書類の作り方、面接どう答えるの?～

日時 12月8日(火) 10:00~11:30

会場 本町プラザ2階 第2会議室

内容 ・求人情報の検索方法やポイント注意点等の説明

・応募書類の作成方法

・面接時によく聞かれる質問や答え方についてのグループ討議

対象 子育て中の方や、ひとり親家庭の母等で早期再就職を考えている方

定員 20人(先着順)

料金 無料

託児 あり・・・無料ですが要事前予約(6カ月~未就学児・先着順5名まで)

申込方法 ハローワーク四日市、マザーズコーナー四日市の窓口にご直接お申込みいただくか、電話またはFAXでお申込みください。申込用紙は「はもりあ四日市」にも置いてあります。

問合せ先 ハローワーク四日市 TEL353-5567・FAX353-7744
マザーズコーナー四日市 TEL359-1710・FAX355-6736

主催 ハローワーク四日市 マザーズコーナー四日市

共催 四日市市男女共同参画センター「はもりあ四日市」

応募書類ど
う書くの?

面接どう
答えるの?





よっかいち・はつらつ健康塾！

- ◆ 内 容 『認知症予防の話』
- ◆ 場 所 野田公会所
- ◆ 時 間 12月14日(月) 10:00～11:00
- ◆ 対 象 おおむね65歳以上の方
- ◆ 参加料 無料
- ◆ 持ち物 筆記用具、タオル、飲み物など各自必要なもの
*動きやすい服装でお越しください。
- ◆ 申し込み 当日、直接会場へお越しください。
- ◆ 問合せ先 海蔵在宅介護支援センター TEL333-9837

無 料



※当日、はつらつ健康塾終了後、30分ほど座談会を開催します。
自由参加ですので、お気軽にご参加ください。

第4回全国ファミリー音楽コンクール in よっかいち

『家族』と『絆』をテーマに、10月18日(日)文化会館で開催されたコンクールの模様が、ケーブルテレビで放送されます。15家族の演奏をお楽しみください。

- ◆ 放送時間 12月5日(土) 14:00～18:00
12月6日(日) 17:00～21:00
※ただし、放送日が変更となる場合があります。
- ◆ 放送チャンネル 地上デジタル11CH
- ◆ 問合せ先 文化振興課 TEL354-8239



学童保育所の指導員募集



学童保育所の指導員になって、放課後の子供たちと楽しく過ごしてみませんか？
20歳以上65歳くらいまでの、子どもが好きな人であれば指導員登録ができます。
障害のある子どもの対応ができる人(保育士等の有資格者)や、特定の働き方を希望する人(週に1日だけ、夏休みだけ、ボランティアなど)も募集しています。

※各学童保育所での雇用となります。また、勤務条件はそれぞれ異なります。

登録を希望する人を対象に下記の要領で指導員登録説明会を開催いたしますので、ふるってご参加ください。

年度ごとの登録になります。平成26年度に登録された人も改めて登録してください。

★ 指導員登録説明会 ★

- 日 時 12月19日(土) 18:00～
- 場 所 文化会館 第4ホール
- 申込方法 12月16日(水)までに、住所、名前、電話番号(あればファックス、Eメールアドレス)を、電話かファックスで、こども未来課まで。



TEL354-8069 FAX354-8061

Eメール kodomomirai@city.yokkaichi.mie.jp



マイナンバーの通知が開始されました

市民課 (Tel.354-8152 Fax.359-0282)

◆通知カードのお受取りができなかった場合

留守等でお受取りされなかった通知カードは、一定期間市役所で保管されます。

■返戻された通知カードのお受取り

市役所に返戻された通知カードのお受取りには、以下の書類が必要です。

●本人または同居世帯の人の場合 来庁者の本人確認書類

●法定代理人の場合 ①通知カードの持ち主の本人確認書類②法定代理人であることの証明（戸籍謄本等）
③法定代理人の本人確認書類

●任意代理人の場合 ①通知カードの持ち主の本人確認書類②委任状③任意代理人の本人確認書類

◆個人番号カードの申請について

個人番号カードの交付を希望される場合には、通知カードと一緒に送付される「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入の上、顔写真を貼付し、返信用封筒に入れて郵送してください。申請はスマートフォンやパソコンからでも可能です。

※送付された申請書の氏名・住所等に変更がある場合、申請書は使用することができませんので、市役所、地区市民センター、市民窓口サービスセンターまでお越しいただきますようお願いいたします。

■住民基本台帳カードをお持ちの場合

平成28年1月から個人番号カードの交付が始まるため、住民基本台帳カードの発行は平成27年12月28日で終了します。電子証明書の更新は平成27年12月22日までです。

◆個人番号カードの交付方法

個人番号カードを申請された場合、平成28年1月以降順次「交付通知書」が住民票のある自治体に届きます。四日市市の場合、交付通知書に交付案内の文書を同封して、本人宛（転送不要）にお送りします。交付案内に記載された期間内に、本人が次のものをお持ちいただいて市役所へ個人番号カードを受け取りに来てください。

①交付通知書②本人確認書類（運転免許証等）③通知カード④住民基本台帳カード（ある人のみ）

※③、④は窓口で回収となります。※受け取りの際に、窓口で暗証番号を設定していただきます。

◆センターでお取扱い可能なお手続きが増えました

地区市民センター及び市民窓口サービスセンターにて、以下のお手続きができるようになります。

①他市町村の住民票の交付※平日8:30～17:00まで

②住基カードを利用した転入・転出（12月～）※28年1月以降は個人番号カードでも可

◆マイナンバー総合フリーダイヤルが新たに開設されました

0120-95-0178（無料）平日9:30～22:00 土日祝9:30～17:30

※年末年始（12月29日～1月3日）を除く

◆マイナンバー制度に便乗した不審な電話等にご注意を◆

マイナンバーが通知されることに関連して、「口座番号を教えてください」「個人情報を調査する」「あなたの名前やナンバーを貸してほしい」などという不審な電話やメールなどに十分注意してください。

マイナンバー制度に便乗した不審な電話はすぐに切り、また、来訪の申し出があっても断るようにしてください。

不安だな、心配だな、と思ったら、お気軽に、
市民・消費生活相談室（市役所1階）相談電話 354-8624
（相談時間 月～金9:00～12:00と13:00～16:00）
または、最寄りの警察などにご相談ください。

